

令和7年度 人間ドック・ミニドックの組合補助について

平素は組合の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年度も疾病予防の一環として人間ドック・ミニドック(生活習慣病健診)の組合補助を下記のとおり実施いたしますので、貴事業所の被保険者の方へ周知のうえ受診希望者についてご高配賜りますようお願いいたします。

記

- 1 対象者 組合の被保険者及び被扶養者 (受診日に資格のある方)
- 2 期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間で1回限り
- 3 補助金額

①人間ドック補助・・・受診健診機関利用料金(消費税含む)の**半額**を補助
但し、補助上限は **21,500円**

②ミニドック補助・・・受診健診機関利用料金(消費税含む)の**7割**を補助
但し、補助上限は **17,500円**

③婦人科健診補助・・・人間ドック・ミニドックの受診の際にオプションで乳癌、子宮癌健診を受診される方について、**5,000円**を上限に補助します。

※ 40歳以上の方(昭和61年3月31日以前生まれの方)の特例補助について
別添「**受診申込書**」で、健診結果により特定保健指導対象者又は受診勧奨者に該当された場合、受診するに○された方の組合補助は、

- ①人間ドック補助・・・受診健診機関利用料金(消費税含む)の**7割**を補助
但し、補助上限は **30,100円** となります。
- ②ミニドック補助・・・受診健診機関利用料金(消費税含む)の**8割**を補助
但し、補助上限は **20,000円** となります。

ただし、当組合からの健診結果通知後の4ヶ月以内において、特定保健指導又は医療機関への受診が確認できない場合には、組合補助額の**差額の返金**を求めます。

【注意】

受診日までに「**受診申込書**」を当組合へ提出せずに人間ドック・ミニドックを受診された場合は**組合補助の対象となりません**のでご注意ください。

必ず、受診日までに組合まで申込書をご提出ください。